第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

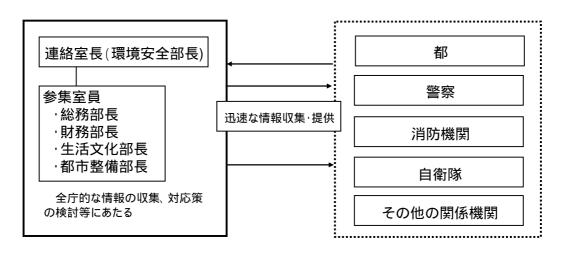
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室(仮称)等の設置

市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処する ため、「緊急事態連絡室(仮称)」を設置する。

【市緊急事態連絡室(仮称)の構成等】<イメージ>



住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び部長職職員等に報告するものとする。

「緊急事態連絡室(仮称)」は、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、 その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指 定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとと もに、緊急事態連絡室(仮称)を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室(仮称)は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

市は、市対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室(仮称)」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

市長は、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室(仮称)」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、 市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ち に市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室(仮称)」 等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、防災課体制(仮称)を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室(仮称)を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(事前に緊急事態連絡室(仮称)等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎1階市民談話室に市対策本部を開設するとともに、 市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する (特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信 手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家 発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、 下記の順位にしたがい市対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、 市長の判断により順位を変更することができる。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することがで

きない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【予備施設】(再掲)

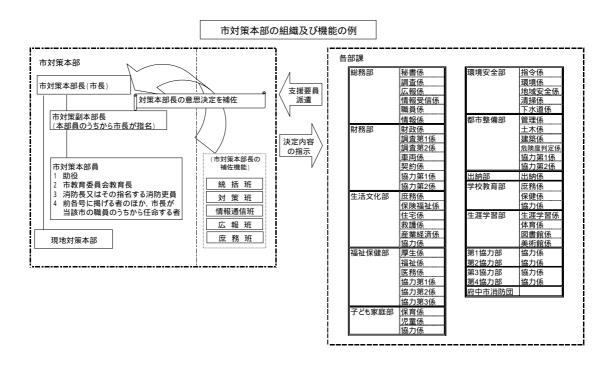
矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能例】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

【市対策本部長の補佐機能の編成例】

F 10 V 1 V V V V	
	機 能
統括班	・ 市対策本部会議の運営に関する事項
	・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思法
	定に係る補佐

	•	市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	•	市が行う国民保護措置に関する調整
	•	他の市に対する応援の求め等広域応援に関する事項 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派 遣要請に関する事項
/生却`禹 <i>/</i> 辛加		
情報通信班	•	以下の情報に関する国、都、他の市等関係機関からの情報収集、整
		理及び集約
		被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況
		安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報
	•	市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
	•	通信回線や通信機器の確保
広報班	•	被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡
		調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	•	市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理
	•	市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【市の各部における武力攻撃事態における業務】(イメージ)

	10017	る以力以挙争恐にのける未務】(1~~)
部名		平素の業務
総務部	1	秘書に関する事項
	2	特命事項の調査に関する事項
	3	災害に関する広報及び公聴活動に関する事項
	4	庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項
	5	災害情報の収集に関する事項
	6	指令係との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項
	7	本部長室の通信事務の統制に関する事項
	8	本部職員の給与、給食及び服務に関する事項
	9	災害派遣職員に関する事項
	10	職員の災害補償に関する事項
	11	災害情報の整理に関する事項
財務部	1	災害対策関係予算事務に関する事項
	2	被災者調査(固定資産を除く。)に関する事項
	3	被災証明(固定資産を除く。)に関する事項
	4	固定資産の被害調査及び被災証明に関する事項
	5	市税の減免及び徴収猶予等に関する事項
	6	災害対策に必要な車両等の調達及び配車に関する事項
	7	輸送機関への協力要請に関する事項
	8	庁舎等の防災及び応急修理に関する事項
	9	災害対策に必要な物品資材調達の契約に関する事項

生活文化部	1	食料及び日用品の調達に関する事項
	2	避難者の誘導及び輸送に関する事項
	3	避難所の設営及び開設・運営に関する事項
	4	野外収容施設及び応急仮設住宅の管理等に関する事項
	5	農作物の被害調査等に関する事項
	6	商工業者の被害状況調査等に関する事項
	7	所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
	8	死体埋火葬許可に関する事項
	9	遺体収容等に関する事項
	10	死傷者の遺族及び事故関係者の受付に関する事項
福祉保健部	1	救助物資の管理及び配分に関する事項
	2	救助物資の輸送に関する事項
	3	義援金品の受領及び配分に関する事項
	4	避難収容者に対する救援活動に関する事項
	5	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸与に関する事項
	6	住宅の建設及び補修資金の貸与に関する事項
	7	医師会、歯科医師会等への協力要請に関する事項
	8	救護所の整備及び開設に関する事項
	9	災害救護用薬品及び衛生材料の調達に関する事項
	10	感染症の予防に関する事項
	11	所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
子ども家庭	1	所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
部	2	災害要援護者(母子等)の安全確保に関する事項
環境安全部	1	本部長室の庶務に関する事項
	2	本部職員の動員に関する事項
	3	本部の指令、要請、通報の発議に関する事項
	4	消防団に関する事項
	5	自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事項
	6	便所、下水等の不潔箇所の消毒に関する事項
	7	害虫等の駆除に関する事項
	8	防疫班の編成に関する事項
	9	感染症患者及び伝染場所の消毒に関する事項
	10	じん芥の処理に関する事項
	11	し尿の処理に関する事項
	12	がれきの処理に関する事項
	13	応急的清掃事業の指導及び監督に関する事項
	14	下水道の点検整備及び応急復旧に関する事項
	15	所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項

1	Ī	1
都市整備部	1	所管施設の保全管理に関する事項
	2	建設業者等への協力要請に関する事項
	3	障害物の除去に関する事項
	4	道路、橋梁等の点検整備及び応急復旧に関する事項
	5	文教施設及び公共施設の災害補修に関する事項
	6	野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事項
	7	用水施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
	8	応急危険度判定に関する事項
	9	給水状況の調査及び結果の報告に関する事項
	10	断水地区の情報収集及び告知に関する事項
	11	災害状況の調査、報告及び連絡に関する事項
	12	復旧に必要な資器材の調達に関する事項
	13	水道及び浄水施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
	14	管工事業者への協力要請に関する事項
	15	応急給水に必要な飲料水確保に関する事項
	16	応急給水の実施に関する事項
出納課	1	災害対策に必要な収支命令の審査及び現金の支払執行に関する
		事項
	2	災害対策に必要な物品の出納保管及び需給調整に関する事項
学校教育部	1	市立学校との連絡調整に関する事項
	2	文教施設の災害記録の収集に関する事項
	3	被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事項
	4	所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
	5	教材、学用品等の調達及び配給に関する事項
	6	学校給食に関する事項
	7	被災学校の保健衛生に関する事項
	8	避難者に対する食料の供給に関する事項
	9	学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項
生涯学習部	1	所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
	2	救護物資の保管に関する事項
	3	体育施設等の避難所開設・運営に関する事項
	4	遺体の収容等の協力に関する事項
	5	部内の情報収集に関する事項
水と緑事業	1	応急仮設住宅設営地の整備等に関する事項
本部		
地区整備推	1	都市整備部に対する応援に関する事項
進本部、議会		
事務局		
3 3731=3		

事業部、監 查事務局、選 挙管理委員 会事務局、農 業委員会事 務局	1 2	他市町村への応援に関する事項 他課への応援に関する事項
府中市消防団	1 2 3 4	水火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 人命の救出及び救急に関する事項 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 応急給水の実施に関する事項

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁(消防署)の業務(東京都国民保護計画抜粋)

機関の名称		分掌事務
	1	火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
	2	消火、救助・救急に関すること
東京消防庁	3	危険物等の措置に関すること
第八消防方面本部	4	避難住民の誘導に関すること
府中消防署	5	警報伝達の協力に関すること
	6	消防団との連携に関すること
	7	生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること
	8	前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

ただし、避難準備段階については、4,5,7を役割とする。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に 適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整 備する。

【市対策本部における広報体制の例】

広報係長の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報係長」を設置

広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

留意事項

- 7) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を 逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

う) 都道府県と連携した広報体制を構築すること。関係する報道機関への情報提供

【関係報道機関一覧】(資料編を参照)

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、 都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

参加機関の例

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関 実施内容

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動(避難誘導の実施等)の連携のための調整等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。(*)また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の市から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係 する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置 の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を経由して市 対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本 部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に 応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通 信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(内閣参事官通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員(消防署員にあっては、消防総監が交付、管理)
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ・ 市長が水防管理者としての委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が水防管理者として実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力 をする者

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関(以下「都知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に 必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政 機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置 の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に 照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方連絡部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(*)により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

市長は、応援を求める市との間で締結されている相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、

^(*)内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び都知事の要請に基づく出動(自衛隊法 第81条)

市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは 指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法 人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、 国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の 職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市に対して行う応援等

市は、他の市から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告し、また市は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れ を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の 体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措 置

保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

手続	項目	担当部
損失補償	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)	財務部
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)	財務部
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	財務部
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	財務部
損害補償	国民への協力要請によるもの	総務部
(法第160条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 総務部		
訴訟に関すること。(法第6条、175条) 総務部		総務部

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の 定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 都国民保護計画による事態対処の段階区分とその役割分担

1 事態対処の段階区分

都計画では、都が行うべき措置を住民避難の段階に応じて、「避難準備」「避難」「避難生活」「復帰」「復旧・復興」の5段階に区分している。

【住民避難の段階区分】

段階区分	想 定 す る 期 間
避難準備	武力攻撃事態等が認定され、内閣総理大臣の本部設置指定を受け
	て、知事が都対策本部を設置してから、国から避難措置の指示を
	受ける前までの期間
避難	避難措置の指示が都に伝達されてから、要避難地域の住民が、避
	難先地域への移動を完了するまでの期間
避難生活	住民が避難所等で生活している期間(避難してから避難解除され
	るまでの期間)
復 帰	避難の指示が解除されてから、避難住民が避難先地域からの復帰
	を完了するまでの期間
復旧・復興	避難住民の復帰が完了してから、ライフライン施設の復旧、都市
	やくらし等の復興に取り組む期間

2 役割分担

事態対処の段階区分により、市、都、関係機関等の主な役割を示している。

【避難準備段階の役割分担】

主 な 役 割		
・ 市対策本部の設置・運営		
・ 警報の伝達		
・ 避難誘導の準備		
・ 都対策本部の設置		
・ 避難、救援等の国民保護措置の実施準備		
・ 警報の通知・伝達		
・ 生活関連等施設の警備強化		
・ 市に協力して警報の伝達		
・避難誘導の準備		
・ 生活関連等施設の指導		
・警報の伝達		
・避難誘導の準備		
・ 自衛隊の部隊等の派遣に関する情報交換		
・ 計画に基づき国民保護措置の実施準備		
・ 計画に基づき国民保護措置の実施準備		
・ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備		

	・ 警報の放送(放送事業者)
	・ 避難住民、物資の運送準備(運送事業者)
指定地方公共機関	・ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備
	・ 警報の放送(放送事業者)
	・ 避難住民、物資の運送準備(運送事業者)

【避難段階の役割分担】

機関名	主 な 役 割
市	・ 避難の指示の周知
	・避難住民の誘導
	・ 避難所における救援の準備
都	・ 避難の指示、指示内容の通知
	・ 市による避難誘導を支援
	・ 避難所における救援の準備
警視庁	・ 市と協力して避難の指示を周知
	・ 市と協力して避難住民の誘導
	・ 交通規制、放置車両の撤去
	・ 災害が発生した場合の救助活動
東京消防庁	・ 消火、救助・救急
	・ 市と協力して避難の指示を周知
	・ 市と協力して避難住民の誘導
	・ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言
自衛隊	・ 国民保護等派遣により、避難住民の誘導、武力攻撃災
	害が発生した場合の対処等の実施
指定行政機関	・ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
指定地方行政機関	・ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
指定公共機関	・ 避難指示の放送(放送事業者) 避難住民・物資の運
	送(運送事業者) 医療の提供(医療事業者)等必要
	な措置の実施
指定地方公共機関	・ 避難指示の放送(放送事業者) 避難住民・物資の運
	送(運送事業者) 医療の提供(医療事業者)等必要
	な措置の実施

【避難生活段階の役割分担】

機関名	主 な 役 割
中	・ 市対策本部の運営
	・避難所の運営
	・ 安否情報の収集・提供
都	・ 都国民保護対策本部の運営
	・ 避難住民への物資・資材の提供等
	・ ライフラインが被災した場合の応急復旧
	・ 安否情報の収集・提供
警視庁	・ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒
	・ 被災者の救助活動

・ 交通規制 (特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域)
・ 火災が発生した場合の消火活動
・ 被災者の救助・救急活動
・ 避難所等における火災予防
・ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧
等の実施
・ 避難所における救援の支援
・ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対
処
・ 生活関連物資等の価格安定措置
・ 避難所における救援の支援
・ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対
処
・ 生活関連物資等の価格安定措置
・ ライフライン等の安定供給・運行等
・ 緊急物資の運送(運送事業者) 医療の提供(医療事
業者)等必要な措置の実施
・ ライフライン等の安定供給・運行等
・ 緊急物資の運送(運送事業者) 医療の提供(医療事
業者)等必要な措置の実施

【復帰段階の役割分担】

	
機関名	主 な 役 割
市	・ 市対策本部の運営・廃止
	・ 復帰実施要領の作成
	・復帰誘導
	・ 復帰解除されても復帰できない者への救援
都	・ 都国民保護対策本部の運営・廃止
	・ 避難指示の解除
	・ 市による復帰実施要領作成の支援
	・ 市による復帰誘導の支援
	・ 復帰解除されても復帰できない者への救援
警視庁	・ 市と協力して復帰住民の誘導(必要に応じて)
	・ 復帰地域の治安の維持
東京消防庁	・ 市と協力して復帰住民の誘導(必要に応じて)
自 衛 隊	・ 武力攻撃災害の応急復旧等の実施
指定行政機関	・ 住民復帰のための措置の支援
	・ 応急復旧の支援
	・ 生活関連物資等の価格安定措置
指定地方行政機関	・ 住民復帰のための措置の支援
	・ 応急復旧の支援
	・ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	・ 住民復帰のための措置の支援
	・ 応急復旧の支援

	・ 避難の指示解除の放送(放送事業者)
	・ 復帰住民の運送(運送事業者)
指定地方公共機関	・ 住民復帰のための措置の支援
	・ 応急復旧の支援
	・ 避難の指示解除の放送(放送事業者)
	・ 復帰住民の運送(運送事業者)

【復旧・復興段階の役割分担】

機関名	主 な 役 割
市	・ 道路等の公共施設の復旧
	・ 都市、住宅、くらし、産業等の復興
	・ 国民保護に要した費用の支弁
都	・ 道路等の公共施設の復旧
	・ 都のライフライン施設の復旧
	・ 都市、住宅、くらし、産業等の復興
	・ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	・ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	・ 消防相談に関すること
	・ 火災予防に関すること
 指定公共機関	・ ライフライン施設の復旧
指定地方公共機関	・ ライフライン施設の復旧